

堺市公報 第203号	令和4年1月21日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】……………	2
<告示>	
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】……………	3
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】……………	6
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】……………	9
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】……………	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】……………	11
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】……………	13
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………	26
○都市公園法第5条の6に係る認定について 【建設局公園緑地部公園監理課】……………	26
<人事委員会規則>	

○堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

【人事委員会事務局】…………… 29

○堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

【人事委員会事務局】…………… 29

規 則

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年1月21日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第2号

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「堺市立有料自転車等駐車場使用料減額免除申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付して」を「市長が必要と認める書類等を添付し、又は提示して、堺市立有料自転車等駐車場使用料減額免除申請書（様式第7号）を」に改める。

第15条第1項第1号ア中「別表第4」を「、別表第4」に改め、「差し引いた額」の次に「。ただし、6か月の定期駐車券（3以上の月数を使用したものに限る。）に係る使用料の還付を行う場合は、既納の使用料の額から、同表に定める3か月の定期使用料の額と同表に定める1か月の定期使用料の額に使用残月数（当該3以上の月数から3を減じた月数とする。以下同じ。）を乗じて得た額との合計額を差し引いた額とする。」を加え、同号イ中「使用料の額から減額使用料（同項の規定により減額を受けた後の1か月の定期使用料をいう。次号において同じ。）」を「減額使用料（同項の規定により減額を受けた後の定期使用料をいう。以下同じ。）の額から、1か月の減額使用料」に改め、「差し引いた額」の次に「。ただし、アただし書に規定する場合は、既納の減額使用料の額から、3か月の減額使用料の額と1か月の減額使用料の額に使用残月数を乗じて得た額との合計額を差し引いた額とする。」を加え、同項第2号中「乗じて得た額」の次に「。ただし、既納の使用料の額を上限とする。」を加え、同号イ中「減額使用料」を「1か月の減額使用料」に改め、同条第3項中「申請書」を「還付申請書」に改める。

第26条第2項を次のように改める。

- 2 撤去自転車等（条例第29条又は第30条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等をいう。以下同じ。）の返還を受けようとする者は、撤去自転車等の鍵の提示その他の方法により、撤去自転車等の利用者等であることを証明しなければならない。

別表第6中「1,500円」を「3,000円」に、「2,000円」を「4,000円」に改める。

様式第7号の注書2を次のように改める。

- 2 減免事由に該当することを証明する書類の写し等を申請書に添付し、又は申請の窓口で提示してください。

様式第18号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の第15条第1項の規定は、有効期間の始期が令和4年4月1日以後である定期駐車券に係る使用料の還付について適用し、有効期間の始期が同日前である定期駐車券に係る使用料の還付については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の別表第6の規定は、令和4年4月1日以後に撤去し、保管した自転車等に係る費用について適用し、同日前に撤去し、保管した自転車等に係る費用については、なお従前の例による。

告 示

堺市告示第19号

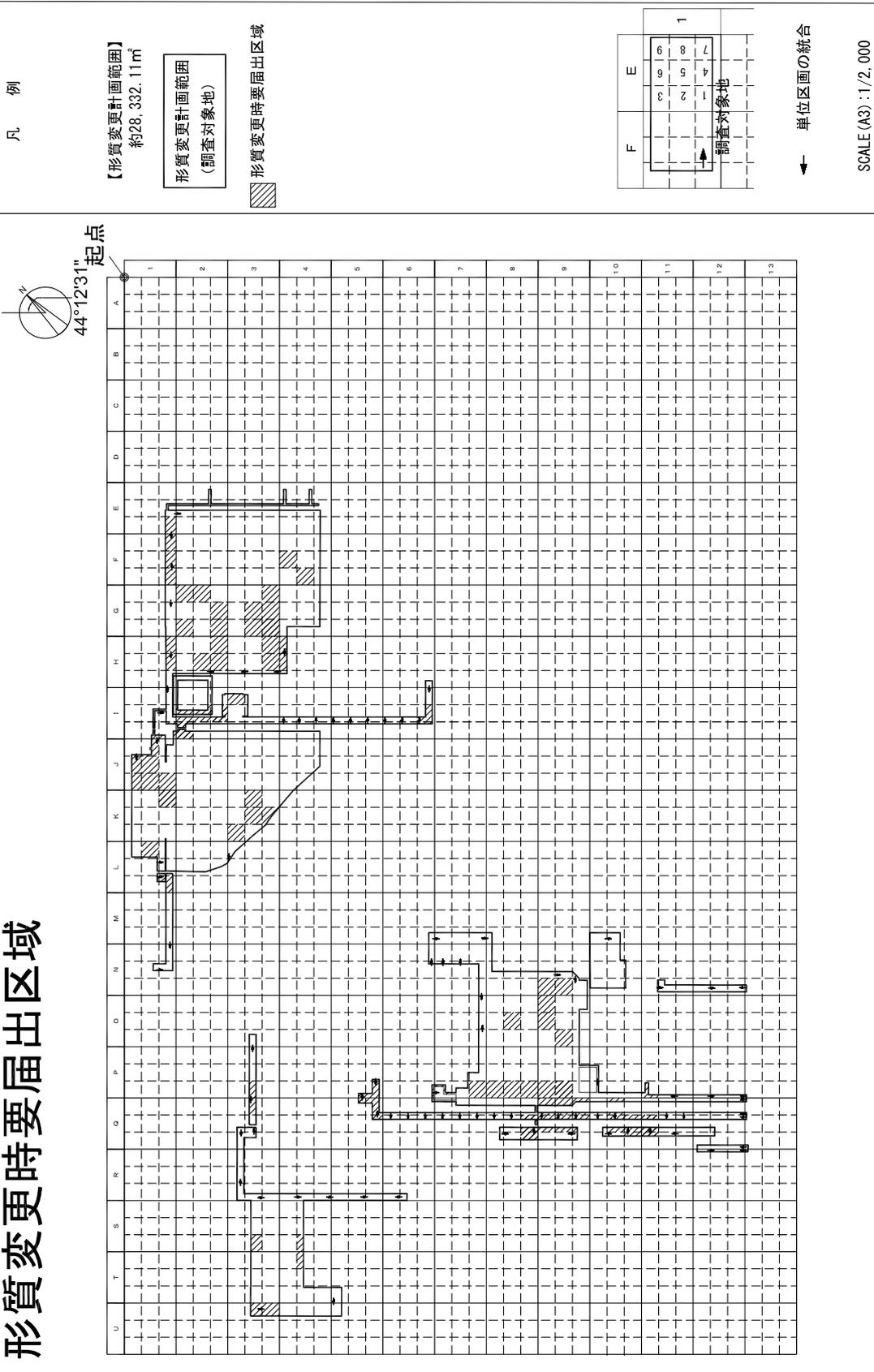
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市中区学園町217番3、217番20、804番1、816番1、816番7及び816番8の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別紙



堺市告示第20号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 認可外保育施設

名称	所在地	設置者	確認年月日
キズナシッター（相良）	堺市北区	相良 明日香	令和3年12月27日

公 告

堺市公告第34号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
電話交換機等（堺市立健康福祉プラザ） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和3年11月29日

4 落札者の氏名及び住所

協和テクノロジーズ株式会社

代表取締役 十河 元太郎

大阪府大阪市北区中崎1丁目2番23号

5 落札金額

¥27,500,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年10月13日



堺市公告第35号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年1月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ堺中央環状店
堺市北区黒土町2253番1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ
代表取締役 杉本 正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本 正彦	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年8月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,099平方メートル
- 6 駐車場の収容台数
90台
- 7 駐輪場の収容台数
200台
- 8 荷さばき施設の面積
54平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
45.8立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社関西ケースデンキ	9時00分	21時45分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
8時30分から22時00分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2か所及び出口1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
6時00分から21時00分まで
- 14 届出年月日
令和3年12月28日

堺市公告第36号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和4年1月21日

堺市長 永藤英機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ百舌鳥店
堺市堺区向陵東町3丁6番11号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社エイチ・ツー・オー商業開発
代表取締役 今井 康博
大阪市西成区花園南1丁目4番4号

- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
7,410平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和4年1月10日

堺市公告第37号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年1月21日

堺市長 永藤英機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー堺店
堺市堺区山本町1丁18番1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社ダイエー
代表取締役 近澤 靖英
神戸市中央区港島中町四丁目1番1
- 3 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 マルナカ堺店

所在地 堺市堺区山本町1丁18番1 ほか

(変更後) 名 称 ダイエー堺店

所在地 堺市堺区山本町1丁18番1 ほか

4 変更年月日

令和3年12月1日

5 届出年月日

令和4年1月6日



堺市公告第38号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年1月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー堺店

堺市堺区山本町1丁18番1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ダイエー

代表取締役 近澤 靖英

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー	10時00分	22時00分

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー	7時00分	23時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

名 称	駐車場利用可能時間帯
駐車場	9時00分～22時10分

(変更後)

名 称	駐車場利用可能時間帯
駐車場	6時45分～23時10分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

名 称	出入口の数	位 置
駐車場	入口 1 か所	敷地東側
	出入口 1 か所	敷地東側
合 計	2 か所	

(変更後)

名 称	出入口の数	位 置

駐車場	出入口2か所	敷地東側
合計	2か所	

駐車場の自動車の出入口の位置の詳細については、縦覧による。

4 変更年月日

令和4年1月7日

5 届出年月日

令和4年1月6日



堺市公告第39号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月21日

堺市長 永藤英機

令和3年度 第10号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定
により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年1月6日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(㎡)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市東区高松5番地	阪口 茂樹	東区丈六	13	田	1,312	堺市東区日置荘西町4丁33番14号	西川 亨	使用貸借による権利	田として利用	令和4年3月1日	令和14年2月29日	-	-
堺市南区稲葉2丁1737番地	寺山 久	南区大庭寺	166-1	田	955	堺市南区大庭寺1021番地	山中 米三	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区山田4丁	1335	田	919	堺市西区菱木3丁1910番地1	楠本 好	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
大阪府高石市取右4丁目17番26号	松下 実	南区大庭寺	141	田	998	堺市南区高倉台2丁2番22号	浦野 洋嗣	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区菱木3丁	1926-1	田	307	堺市西区菱木3丁1949番地	池澤 成晃	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
		西区菱木3丁	1927-1	田	462								
		西区菱木3丁	1963-1	田	707								
		西区菱木3丁	1963-2	田	142								
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区草部	668	田	2,072	堺市西区鳳南町2丁142番地	松田 年正 松田 幸	貸貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	35,220	毎年末までに貸手指定口座に振込
		西区草部	669	田	1,008							17,140	
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区草部	569	田	1,494	堺市西区草部4番地2	中野 彰彦	貸貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	25,400	毎年末までに貸手宅へ持参
		西区草部	602-1	田	436							7,410	
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区山田4丁	1450	田	1,034	堺市西区草部2番地26	天野 一二美	貸貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	17,000	毎年末までに貸手指定口座に振込
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区山田4丁	1385-1	田	2,236	堺市堺区向陵東町2丁6番18号	辻 章子	貸貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	30,000	毎年末までに貸手指定口座に振込

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	南区大庭寺	240	田	1,431	堺市南区高倉台2丁目7番10号	浦辻 美知子	貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	24,000	毎年末までに貸手指定口座に振込
						堺市西区上野芝町2丁目5番1-80	浦辻 幸広						
大阪府和泉市光明台2丁目38番11号	山本 隆弘	西区草部	511	田	1,008	堺市西区堀上緑町2丁目28-8	松本 幸子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						堺市中区平井9丁目43番地	酒井 信子						
大阪府和泉市光明台2丁目38番11号	山本 隆弘	西区草部	532-1	田	1,344	堺市西区平岡町280番地11	辻本 清司	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						堺市中区八田西町2丁目9番12号	野口 千枝子						
大阪府和泉市光明台2丁目38番11号	山本 隆弘	西区草部	533-1	田	1,256	堺市西区平岡町417番地	松尾 和美	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						堺市南区竹城台2丁目8-4	中野 泰宏						
大阪府和泉市光明台2丁目38番11号	山本 隆弘	西区草部	527	田	519	兵庫県明石市大久保町高丘6丁目15-1	門岡 史子	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						堺市南区竹城台2丁目8-4	小山田 景一						
大阪府和泉市光明台2丁目38番11号	山本 隆弘	西区草部	561-1	畑	44	兵庫県姫路市北夢前1丁目29番地	青木 一彦	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						堺市西区草部	静 俊男						
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	東区石原町1丁目	39-1	田	687	堺市東区大美野163番地12	静 俊男	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						東区石原町1丁目							

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市北区金岡町 2239番地	芝尾 健	北区金岡町	2513	田	1,170	堺市北区金岡町 755番地甲	花澤 博夫 花澤 章子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市北区金岡町 2239番地	芝尾 健	北区金岡町	2478	田	1,256	堺市北区金岡町 2289番地	高野 勇里子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市北区長曾根 町589番地	今野 正章	北区金岡町	2704	田	1,421	堺市北区金岡町 2419番地	田中 悟	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市北区長曾根 町589番地	今野 正章	北区金岡町	2702	田	1,361	堺市北区金岡町 2419番地	田中 悟志	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市北区野遠町 580番地	松岡 鉄男	北区中村町	326	田	1,038	堺市北区野遠町 534番地3	繁田 明男	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市中区小阪5 87番地	藤原 武平	中区深阪1丁	1067- 1	田	870	堺市南区宮山台 4丁13番3号	八柄 隆夫 八柄 くり子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市中区小阪5 87番地	藤原 武平	西区菱木3丁	1989	田	1,986	堺市堺区神保通 2番7号	阪口 榮郎	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市中区小阪5 87番地	藤原 武平	南区大庭寺	22-1	田	1,079	堺市南区小代3 26番地	大仲 爲次	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市南区富蔵4 71番地	柳谷 延男	南区富蔵	460	田	142	堺市南区富蔵2 95番地	抽冬 花子	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市北区金岡町 759番地	橋本 保	東区八下町 1丁	97	田	1,411	堺市東区大美野 46番地33	計盛 千津子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市北区金岡町 759番地	橋本 保	東区石原町 1丁	47	田	1,166	堺市北区金岡町 720番地 和歌山県和歌山 市弘西435番地 10	武部 スエ子 武部 敦子 武部 悦次	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区福田4 28番地	木本 隆夫	中区陶器北	2111	田	755	堺市中区辻之1 616番地1	玉山 倫子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
		中区辻之	1582	田	1,312								
		中区辻之	1583	田	327								
堺市中区福田4 28番地	木本 隆夫	中区陶器北	2112	田	755	堺市中区辻之1 616番地1	玉山 博久	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
		東区八下町3丁	21	田	760								
		東区八下町3丁	100	田	733								
堺市東区関茶屋 53番地1	植田 謙一郎	東区八下町3丁	126	田	1,071	堺市東区八下町 3丁115番地	以倉 肇	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
		東区八下町3丁	59	田	624								
		東区八下町3丁	102-1	田	813のうち 700								
堺市東区関茶屋 53番地1	植田 謙一郎	東区八下町3丁	102-4	田	19	堺市東区八下町 3丁73番地	岩崎 信広	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
		東区八下町3丁	125	田	1,090								
		東区八下町3丁	127-1	田	1,250のうち 985								
堺市南区大森2 40番地1	山本 敏一	東区八下町3丁	127-4	田	57	堺市南区檜尾1 240番地	中井 祐規	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
		南区檜尾	295	田	1,057								
		南区檜尾	475	田	968								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪市住吉区殿辻1丁目3番6号	小松 勝治	東区石原町4丁目	376-1	田	512	堺市北区東浅香山町1丁目21番地	浅香 政義	賃貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	13,500	毎年4月末までに貸手手元へ持参
			376-3	田	57							1,500	
堺市南区大庭寺223番地10	宮城 秀寿	南区大庭寺	195	田	928	堺市南区桃山台2丁目16番7号	東 隆博	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
			649	田	895							15,215	
堺市東区北野田648番地2	野里 孝治	東区北野田	650	田	1,484	大阪府高石市千代田5丁目10番10号	中谷 良二 中谷 悦規	賃貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	25,228	毎年末までに貸手指定口座に振込
			820	田	310							-	
堺市東区北野田277番地1	島津 泰則	東区北野田	820-1	田	23	堺市東区北野田440番地5	静 澄子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
			797・798合併	田	1,566							-	
堺市東区北野田277番地1	島津 泰則	東区北野田	797・798合併	田	1,566	大阪府岸和田市池尻町523番地	稲本 美代子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
												797・798合併	
堺市南区富蔵237番地17	北尻 賢	南区豊田	672	田	793	大阪府八尾市永畑町1丁目1番13-106号	大上 隆宏	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
			602	田	323							-	
堺市南区鉢ヶ峯寺1486番地	田中 正剛	南区豊田	603	田	651	堺市南区三木閑49番地	大西 敏子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
			617	田	323							-	

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市東区野尻町275番地45	高瀬 貞俊	北区野遠町	474	田	1,158.57	堺市北区野遠町276番地	西野 真弓	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						大阪市阿倍野区阪南町5丁目20-6-1003	前田 寛子						
堺市中区見野山40番地3	藤井 進	中区見野山	66-1	畑	1,213	北海道標津郡中標津町東1条南8丁目3-4-C	西野 将司	貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	12,000	毎年末までに貸人宅へ持参
						堺市中区陶器北1637番地	藤井 政二郎						
堺市南区横塚台3丁目1番7号	一般社団法人堺南すこやかケアーム推進会	南区畑	568-3	田	624	堺市南区畑540番地	小宅 武大	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						南区畑							
						南区畑							
						南区畑							
						南区畑							
堺市北区金岡町2289番地4	加藤 巖	東区石原町3丁目	87-2	田	1,042	堺市北区黒土町32番地	西川 千賀子	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						南区畑							
						南区畑							
堺市美原区大饗146番地21	北山 光春	中区見野山	195-1	畑	100	堺市南区土佐屋台1499番地1	樋川 善次	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
						中区見野山							
						中区見野山							
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	美原区小寺	341	畑	1,325	堺市美原区小寺802番地	藤田 俊子	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年3月1日	令和7年2月28日	-	-
						美原区小寺							
			342	畑	274								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市南区檜尾3 762番地	西川 勝己	南区檜尾	3128	田	981	堺市南区檜尾3 069番地5	山本 真智子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
大阪市港区磯路 3丁目3番17号	株式会社 MakeFoodTech	南区檜尾	26-1	田	601の うち 290	堺市南区檜尾1 282番地	阪口 章和	賃貸借による 権利 (解除条件付)	畑として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	100,000	毎年末ま でに貸手 指定口座 に振込
堺市南区檜尾3 762番地	西川 勝己	南区檜尾	3324- 1	田	1,366	堺市南区檜尾3 109番地	西川 茂幸	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
堺市美原区菅生 857番地2	寺島 あつ子	美原区菅生	941-1	田	1,015	大阪府河内長野 市錦町30番16 -201号	北井 春輔	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃 貸 借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区八田北町472番1、472番4、472番5及び地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区難波四丁目7番14号

株式会社エタニティライフ

代表取締役 夏目 栄子



堺市公告第41号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6の規定に基づき、公募設置等計画の変更を公園管理者が認定したので、同条第3項において準用する同法第5条の5第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 公募設置等計画（変更）の認定日

令和4年1月11日

2 公募設置等計画（変更）の有効期間

令和4年1月11日から令和12年3月31日まで

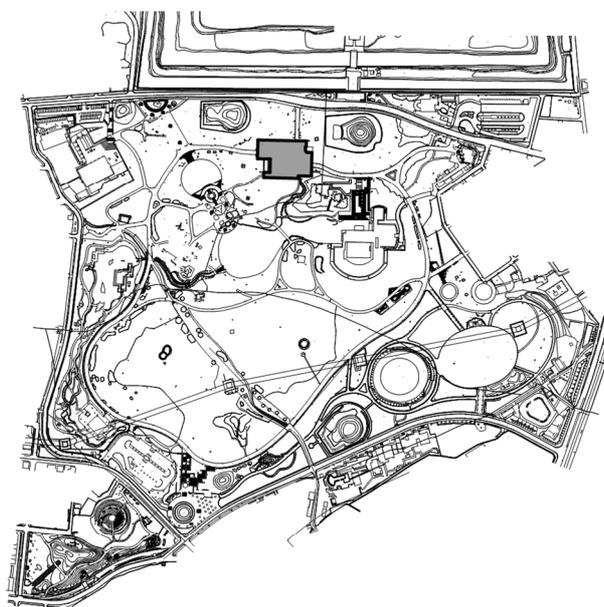
3 公募対象公園施設の場所

堺市堺区大仙中町ほか地内  
大仙公園内 いこいの広場（別紙詳細）

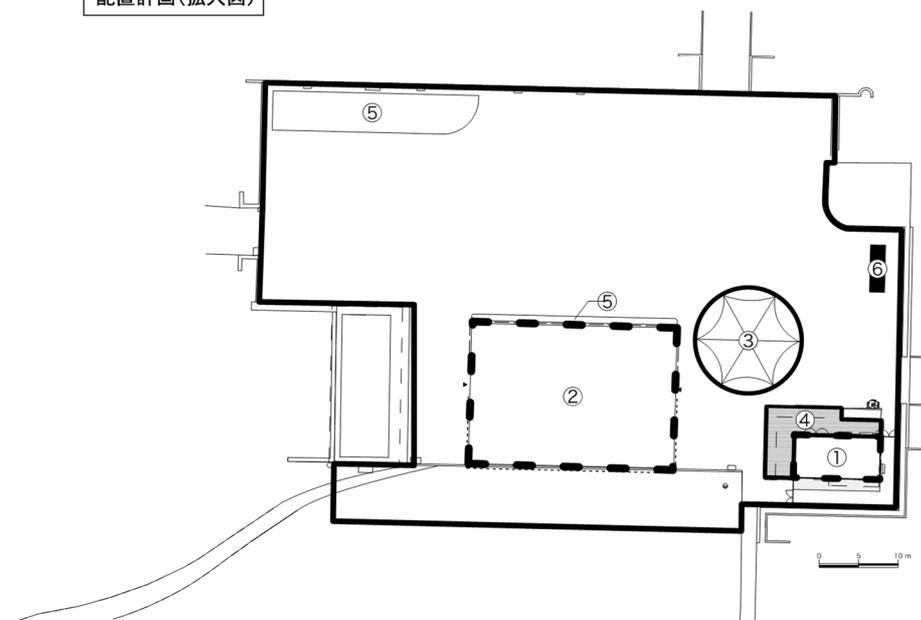
大仙公園内 いこいの広場別紙

配置計画(大仙公園全体図)

■ … いこいの広場(事業対象区域)



配置計画(拡大図)



| 公募対象公園施設 |           | 特定公園施設   |         |       | 利便増進施設等 |  |
|----------|-----------|----------|---------|-------|---------|--|
| ①カフェ施設   | ②グランピング施設 | ③スターシェイド | ④ウッドデッキ | ⑤人工芝等 | ⑥駐輪場    |  |

## 人事委員会規則

堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年1月21日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

堺市人事委員会規則第1号

### 堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の任用に関する規則（平成18年人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中第10号を第11号とし、第8号及び第9号を1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職で、堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）第8条第1項第2号に規定する特別休暇を取得する職員の業務を処理することをその職務内容とするもの第16条中「若しくは」を「又は」に改める。

第40条第1項中「、90日」を「90日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年1月21日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

堺市人事委員会規則第2号

## 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成18年人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エ中「堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）」を「任期付条例」に、「職へ」を「職に従事する職員」に改め、同号エを同号オとし、同号オの前に次のように加える。

エ 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号。以下「任期付条例」という。）第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される職員のうち、堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）第8条第1項第2号に規定する特別休暇を取得する職員の業務を処理することをその職務内容とする職に従事する職員の採用に関する選考

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。